女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-補-E-01-0100-4_改 0
提出年月日	2022年8月5日

補足-100-4 女川 2 号機 設計及び工事計画変更認可申請 工事一覧

本資料は、令和4年6月30日付け東北電原技第2号をもって申請した設計及び工事計画変更認可申請に係る工事について、工事の内容に応じた適合性を確認する技術基準各条文を整理したものである。

女川 2 号機 設計及び工事計画変更認可申請※ 工事一覧

※令和4年6月30日付け東北電原技第2号

			対象設	備および今回変更申請における施設設	设備区分		N= 0 11 ===== 1	実用炉規	則別表第一
工事No.	工事概要	設備名称	施設区分	設備区分	系統	機器区分	適合性確認条文	工事区分	手続き
1	有毒ガス防護に係る変更 (適用基準及び適用規格の変更)	計測制御系統施設(発電用原子 炉の運転を管理するための制御装置 を除く。)の適用基準及び適用規格	4. 計測制御系統施設	4.10 計測制御系統施設(発電用 原子炉の運転を管理するための制御 装置を除く。)の基本設計方針,適 用基準及び適用規格	-	-		改造	変更認可申請
2	有毒ガス防護に係る変更 (要目表の変更)	中央制御室機能	4. 計測制御系統施設	4.12 発電用原子炉の運転を管理 するための制御装置	4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能	-		改造	変更認可申請
3	有毒ガス防護に係る変更 (基本設計方針の変更)	換気設備,生体遮蔽装置等 (基本設計方針)	6. 放射線管理施設	6.4 放射線管理施設の基本設計方 針	-	-	別紙 1	改造	変更認可申請
4	有毒ガス防護に係る変更 (要目表の変更)	緊急時対策所機能	8. その他発電用原子炉の附属施設	8.9 緊急時対策所	8.9.1 緊急時対策所機能	-		改造	変更認可申請
5	有毒ガス防護に係る変更 (基本設計方針,適用基準及び適用規格の変更)	緊急時対策所 (基本設計方針,適用基準及び適 用規格)	8. その他発電用原子炉の附属施設	8.9 緊急時対策所	8.9.2 緊急時対策所の基本設計方針,適用基準及び適用規格	-		改造	変更認可申請
6	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の 送水用ホースの敷設ルート(最長ルート)の変更 (要目表の変更)	送水用ホース	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2.4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備	10 / 1 の	(8) 主配管(スプレイヘッダを含む。)(可搬型)	別紙2	改造	変更認可申請
7	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の 送水用ホースの敷設ルート(最長ルート)の変更 (要目表の変更)	送水用ホース	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2.4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備		(8) 主配管(スプレイヘッダを含む。)(可搬型)	別紙3	改造	変更認可申請
8	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の 送水用ホースの敷設ルート(最長ルート)の変更 (要目表の変更)	送水用ホース	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2.4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備	2.4.4 放射性物質拡散抑制系	(8) 主配管(スプレイヘッダを含む。)(可搬型)	別紙4	改造	変更認可申請
9	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の 送水用ホースの敷設ルート(最長ルート)の変更 (要目表の変更)	送水用ホース	3. 原子炉冷却系統施設	3.5 残留熱除去設備	3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系	(8) 主配管(可搬型)	別紙5	改造	変更認可申請
10	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の 送水用ホースの敷設ルート(最長ルート)の変更 (要目表の変更)	送水用ホース	3. 原子炉冷却系統施設	3.6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	3.6.5 低圧代替注水系	(7) 主配管(可搬型)	別紙6	改造	変更認可申請
11	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の 送水用ホースの敷設ルート(最長ルート)の変更 (要目表の変更)	送水用ホース	3. 原子炉冷却系統施設	3.6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	3.6.9 代替水源移送系	(7) 主配管(可搬型)	別紙7	改造	変更認可申請
12	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の 送水用ホースの敷設ルート(最長ルート)の変更 (要目表の変更)	送水用ホース	3. 原子炉冷却系統施設	3.8 原子炉補機冷却設備	3.8.3 原子炉補機代替冷却水系	(9) 主配管(可搬型)	別紙8	改造	変更認可申請
13	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の 送水用ホースの敷設ルート(最長ルート)の変更 (要目表の変更)	送水用ホース	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (6)原子炉格納容器安全設備	b. 原子炉格納容器下部注水系	ヌ 主配管(可搬型)	別紙9	改造	変更認可申請

女川 2 号機 設計及び工事計画変更認可申請※ 工事一覧

※令和4年6月30日付け東北電原技第2号

工事No.	工事概要		対象設	備および今回変更申請における施設設	始 備区分		適合性確認条文	実用炉規	則別表第一
± ≠ N0.	工学似女	設備名称	施設区分	設備区分	系統	機器区分	四口任唯心未 又	工事区分	手続き
14	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の 送水用ホースの敷設ルート(最長ルート)の変更 (要目表の変更)	送水用ホース	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (6)原子炉格納容器安全設備	c. 原子炉格納容器代替スプレイ冷 却系	ヌ主配管(可搬型)	別紙10	改造	変更認可申請
15	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の 送水用ホースの敷設ルート(最長ルート)の変更 (要目表の変更)	送水用ホース	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (6)原子炉格納容器安全設備	f. 低圧代替注水系	ヌ 主配管(可搬型)	別紙11	改造	変更認可申請
16	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の 送水用ホースの敷設ルート(最長ルート)の変更 (要目表の変更)	送水用ホース	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (7) 放射性物質濃度制御設備及び 可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備	d. 放射性物質拡散抑制系	ル 主配管(可搬型)	別紙12	改造	変更認可申請
17	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の 送水用ホースの敷設ルート(最長ルート)の変更 (要目表の変更)	送水用ホース	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (7) 放射性物質濃度制御設備及び 可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備	e. 放射性物質拡散抑制系(航空機燃料火災への泡消火)	ル 主配管(可搬型)	別紙13	改造	変更認可申請
18	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の 送水用ホースの敷設ルート(最長ルート)の変更 (要目表の変更)	送水用ホース	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (7) 放射性物質濃度制御設備及び 可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備	g. 原子炉格納容器フィルタベント系	ル 主配管(可搬型)	別紙14	改造	変更認可申請
19	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の 送水用ホースの敷設ルート(最長ルート)の変更 (要目表の変更)	送水用ホース	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (9) 圧力逃がし装置	a. 原子炉格納容器フィルタベント系	二主配管(可搬型)	別紙15	改造	変更認可申請

			有毒ガス防護に係る変更	更(中央制御室,緊急時対策所)	// 和L I
	技術基準条文	当該設備に 要求される条文	当該工事における適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	適合性確認に必要な主な添付書類
第4条	設計基準対象施設の地盤	X	72.2.2.10		
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	X			
第8条	立入りの防止	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	X			
	火災による損傷の防止	×			
	発電用原子炉施設内における溢水				
第12条	等による損傷の防止	×			
第13条	安全避難通路等	×			
	安全設備	X			
第15条	設計基準対象施設の機能	X			
	全交流動力電源喪失対策設備	X			
	材料及び構造	X			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	X			
第20条	安全弁等	X			
	耐圧試験等	X			
第22条	監視試験片	×			
第23条	炉心等	X			
第24条	熱遮蔽材	×			
第25条	一次冷却材	X			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	X			
第27条	原子炉冷却材圧カバウンダリ	×			
第28条	原子炉冷却材圧カバウンダリの隔離 装置等	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×			
第30条	逆止め弁	×			
	蒸気タービン	X			
第32条	非常用炉心冷却設備	X			
第33条	循環設備等	X			
	計測装置	X			
第35条	安全保護装置	X			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系 統	×			
第37条	制御材駆動装置	X			
第38条	原子炉制御室等	0	0	有毒ガス防護に係る基準改正(平成29年5月1日施行)への適合 性確認	VI-1-5-4 中央制御室の機能に関する説明書
第39条	 廃棄物処理設備等	×		工业年的以	
	廃棄物貯蔵設備等	×			
	放射性物質による汚染の防止	×			
	生体遮蔽等	×			
	換気設備	X			
	原子炉格納施設	X			
	保安電源設備	X			
	緊急時対策所	0	0	有毒ガス防護に係る基準改正(平成29年5月1日施行)への適合 性確認	VI-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書
第47条	警報装置等	X		Testor P Mrs MVV	
第48条		×			
	重大事故等対処施設の地盤	X			
	地震による損傷の防止	X			

			有害ガス防護に係る変更	(中央制御室, 緊急時対策所)	7/ July 1
技術基準条文		当該設備に	当該工事における	当該工事における	 適合性確認に必要な主な添付書類
	1X侧垒华未又	要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	旭日江唯祕に必安な工ながり自然
第51条	津波による損傷の防止		週 日 住 唯 応 采 又	週 日 住 唯 認 安 日 り 埋 由	
第52条	火災による損傷の防止	×			
	特定重大事故等対処施設	×			
第53条		×			
	重大事故等対処設備	×			
	材料及び構造	×			
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第57条	安全弁等	×			
第58条	耐圧試験等	×			
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を	×			
	未臨界にするための設備				
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時	×			
ļ . , , .	に発電用原子炉を冷却するための設				
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧	×			
	するための設備				
第62条	原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時	×			
71-0-714	に発電用原子炉を冷却するための設				
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するため	×			
7,300	の設備				
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のため	×			
750 17	の設備				
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止	×			
売03 未	するための設備	^			
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を	~			
为00米	冷却するための設備	×			
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の	×			
50/米	破損を防止するための設備	~			
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損				
先00 余	傷を防止するための設備	×			
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のため	×			
第09 案	の設備				
笠70夕	工場等外への放射性物質の拡散を				
第70条	抑制するための設備	×			
空コ 4 夕	重大事故等の収束に必要となる水の				
第71条	供給設備	×			
第72条	電源設備	×			
第73条	計装設備	×			
77.7.4.5	運転員が原子炉制御室にとどまるた				
第74条	めの設備	×			
第75条	監視測定設備	×			
	緊急時対策所	×			
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×			
第78条	準用	×			
137 01	T/13	^			

_					別紙2
				レ代替注水系 主配管	
	技術基準条文	当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類
		要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	X	722121213131		
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止				
第8条	立入りの防止	X			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な	×			
	侵入等の防止				
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×			
第11条	火災による損傷の防止	×			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水	×			
	等による損傷の防止				
第13条	安全避難通路等	×			
第14条	安全設備	×			
第15条	設計基準対象施設の機能	×			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×			
	材料及び構造	X			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第19条	流体振動等による損傷防止				
第20条	安全弁等	×			
	耐圧試験等				
第21条		X			
第22条	監視試験片	X			
第23条	炉心等	X			
第24条	熱遮蔽材	X			
第25条	一次冷却材	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×			
第27条	原子炉冷却材圧カバウンダリ	×			
第28条	原子炉冷却材圧カバウンダリの隔離	.,			
第20余	装置等	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×			
第30条	逆止め弁	×			
第31条	蒸気タービン	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×			
第33条	循環設備等	×			
	計測装置	×			
第35条	安全保護装置				
	反応度制御系統及び原子炉停止系	×			
第36条		×			
	統				
第37条	制御材駆動装置	X			
	原子炉制御室等	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×			
第42条	生体遮蔽等	×			
	換気設備	×			
	原子炉格納施設	×			
	保安電源設備	×			
	緊急時対策所	×			
	警報装置等				
第48条					
	华用	X		 令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第49条	重大事故等対処施設の地盤	0	×		-
				れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	
第50条	地震による損傷の防止	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	_
7120071	3.20.00 O D C (M) -> (M) III		1	れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要	

			燃料プー	ル代替注水系・主配管	別紕2
	技術基準条文	当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類
	ストリエースス	要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	是自己是EBB(20文) 0 工 0 5 5 1 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
			是日任唯 配来入	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第51条	津波による損傷の防止	\circ	×		_
				れた設計及び工事の計画から変更がないため,適合性確認不要 令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第52条	火災による損傷の防止	\circ	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	_
第53条	特定重大事故等対処施設			11に設計及び工事の計画から変更がないため、週刊性唯総个安	
歩33 余	付足里入事故寺刈処爬政	×		令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第54条	重大事故等対処設備	0	×		_
-				れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	
第55条	材料及び構造	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	_
77 = a f				れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要	
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	X			
第57条	安全弁等	X			
第58条	耐圧試験等	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	_
71350XK			^	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を	×			
カリス	未臨界にするための設備	^			
第60条	原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時	×			
第00米	に発電用原子炉を冷却するための設	*			
笠(1夕	原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧	.,			
第61条	するための設備	×			
	原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時				
第62条	に発電用原子炉を冷却するための設	×			
	備				
	最終ヒートシンクへ熱を輸送するため				
第63条	の設備	×			
	原子炉格納容器内の冷却等のため				
第64条	の設備	×			
	原子炉格納容器の過圧破損を防止				
第65条	するための設備	×			
	原子炉格納容器下部の溶融炉心を				
第66条	冷却するための設備	×			
	水素爆発による原子炉格納容器の				
第67条	破損を防止するための設備	×			
	水素爆発による原子炉建屋等の損				
第68条		×			
	傷を防止するための設備				
55 C O 57	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のため			ルは大大東にから東口本司共東西での本語とにより、その世では	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
第69条	の設備	0	0	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため, 適合性確認	VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管(スプレイヘッダを含む。)(可
					搬型)
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を	×			
æ/0★	抑制するための設備	^			
第71条	重大事故等の収束に必要となる水の	×			
	供給設備	^			
第72条	電源設備	X			
第73条	計装設備	X			
笠74夕	運転員が原子炉制御室にとどまるた	~			
第74条	めの設備	×			
第75条	監視測定設備	×			
第76条	緊急時対策所	×			
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	X			
第78条		×			
7127 071	77.13	, ,			

			I have a second		<u> </u>
				ルスプレイ系 主配管	
	技術基準条文	当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類
		要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	×			
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	×			
第8条	立入りの防止	×			
	発電用原子炉施設への人の不法な	^			
第9条		×			
午10夕	侵入等の防止 急傾斜地の崩壊の防止				
第10条		X			
第11条	火災による損傷の防止	X			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水	×			
	等による損傷の防止				
第13条	安全避難通路等	×			
	安全設備	×			
第15条	設計基準対象施設の機能	×			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×			
第17条	材料及び構造	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×			
第20条	安全弁等	×			
第21条	耐圧試験等	×			
第22条	監視試験片	×			
第23条	炉心等	×			
第24条	熱遮蔽材	×			
第25条	一次冷却材	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ				
年27 余	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離	X			
第28条		×			
生20夕	装置等 一次冷却材処理装置				
第29条		X			
第30条	逆止め弁	X			
第31条	蒸気タービン	X			
第32条	非常用炉心冷却設備	X			
第33条	循環設備等	×			
	計測装置	×			
第35条	安全保護装置	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系	×			
为20米	統				
第37条	制御材駆動装置	×			
	原子炉制御室等	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×			
	生体遮蔽等	×			
	換気設備	×			
	原子炉格納施設	×			
	保安電源設備	×			
	緊急時対策所	×			
	警報装置等	×			
第48条	华用	×		 令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第49条	重大事故等対処施設の地盤	0	×		-
ļ				れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	
第50条	地震による損傷の防止	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	_
-,			1	れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要	

				 -ルスプレイ系 主配管	別紙3
	技術基準条文	当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類
	以附至十个人	要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	た日は地間に近める工作が目目が
			起口任唯心未入	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第51条	津波による損傷の防止	0	×		_
				れた設計及び工事の計画から変更がないため,適合性確認不要 令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第52条	火災による損傷の防止	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	_
第53条	特定重大事故等対処施設	×		11に設計及び工事の計画が多更がないにめ、過点性確認不安	
第33米	付足里入事以等別処肥設				
第54条	重大事故等対処設備	0	×		_
-				れた設計及び工事の計画から変更がないため,適合性確認不要 令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第55条	材料及び構造	0	×		_
笠 F C 夕				れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要	
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第57条	安全弁等	×			
第58条	耐圧試験等	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	_
-	取免点, 生吸吐, 交通用压力, 与土			れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要	
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を	×			
<u> </u>	未臨界にするための設備				
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時	×			
	に発電用原子炉を冷却するための設				
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧	×			
	するための設備				
	原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時				
第62条	に発電用原子炉を冷却するための設	×			
	備				
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するため	×			
713037K	の設備				
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のため	×			
750 171	の設備				
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止	×			
7,500	するための設備				
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を	×			
7 2007	冷却するための設備				
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の	×			
750771	破損を防止するための設備				
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損	×			
7,5007	傷を防止するための設備				
	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のため				VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
第69条	の設備	0	0	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため、適合性確認	VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管(スプレイヘッダを含む。)(可
	の言文が開				搬型)
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を	×			
- 57U余	抑制するための設備	×			
第71条	重大事故等の収束に必要となる水の	~			
	供給設備	×			
第72条	電源設備	×			
第73条	計装設備	×			
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるた	~			
年/4余	めの設備	×			
第75条	監視測定設備	×			
第76条	緊急時対策所	×			
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×			
第78条		×			

_					<u> </u>
				質拡散抑制系 主配管	
	技術基準条文	当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類
		要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	X			
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止				
第8条	立入りの防止	X			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な	×			
	侵入等の防止				
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×			
第11条	火災による損傷の防止	×			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水	×			
	等による損傷の防止				
第13条	安全避難通路等	×			
第14条	安全設備	×			
第15条	設計基準対象施設の機能	×			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×			
	材料及び構造	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×			
第20条	安全弁等	×			
第21条	耐圧試験等	×			
第22条	監視試験片	X			
第23条	炉心等	X			
第24条	熱遮蔽材	×			
第25条	一次冷却材	X			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×			
第27条	原子炉冷却材圧カバウンダリ	×			
第28条	原子炉冷却材圧カバウンダリの隔離	~			
先20米	装置等	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×			
第30条	逆止め弁	×			
第31条	蒸気タービン	X			
第32条	非常用炉心冷却設備	X			
第33条	循環設備等	×			
	計測装置	×			
第35条	安全保護装置	×			
	反応度制御系統及び原子炉停止系	^			
第36条	次心反前脚系統及U原丁炉停止系 統	×			
第37条	制御材駆動装置	X			
	原子炉制御室等	×			
第39条	廃棄物処理設備等	X			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	X			
第41条	放射性物質による汚染の防止	X			
	生体遮蔽等	×			
	換気設備	×			
第44条	原子炉格納施設	×			
	保安電源設備	×			
	緊急時対策所	×			
	警報装置等	×			
第48条		×			
				令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第49条	重大事故等対処施設の地盤	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
				令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第50条	地震による損傷の防止	0	×		-
				れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要	

			放射性物	質拡散抑制系 主配管	为f和4
	技術基準条文	当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類
		要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	
第51条	津波による損傷の防止	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため,適合性確認不要	_
第52条	火災による損傷の防止	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため,適合性確認不要	_
第53条	特定重大事故等対処施設	×			
第54条	重大事故等対処設備	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため,適合性確認不要	_
第55条	材料及び構造	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため,適合性確認不要	_
	使用中の亀裂等による破壊の防止	X			
第57条	安全弁等	X			
第58条	耐圧試験等	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を 未臨界にするための設備	×			
第60条	原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時 に発電用原子炉を冷却するための設	×			
第61条	原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧 するための設備	×			
第62条	原子炉冷却材圧力パウンダリ低圧時 に発電用原子炉を冷却するための設 備	×			
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するため の設備	×			
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のため の設備	×			
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×			
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を 冷却するための設備	×			
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の 破損を防止するための設備	×			
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損 傷を防止するための設備	×			
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のため の設備	0	0	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため, 適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管(スプレイヘッダを含む。)(可搬型)
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を 抑制するための設備	0	0	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため、適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管(スプレイヘッダを含む。)(可 搬型)
第71条	重大事故等の収束に必要となる水の 供給設備	×			
第72条	電源設備	×			
第73条	計装設備	X			
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×			
	監視測定設備	X			
	緊急時対策所	×			
	通信連絡を行うために必要な設備	X			
第78条	準用	X			

					別紙5
				F器フィルタベント系 主配管	
	技術基準条文	当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類
		要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	X	727121213132		
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	^ X			
	立入りの防止				
第8条	発電用原子炉施設への人の不法な	×			
第9条	光电用原丁炉旭政への人の个法は	×			
	侵入等の防止				
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×			
第11条	火災による損傷の防止	×			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水	×			
	等による損傷の防止				
	安全避難通路等	×			
	安全設備	×			
第15条	設計基準対象施設の機能	X			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×			
第17条	材料及び構造	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×			
第20条	安全弁等	×			
第21条	耐圧試験等	×			
第22条	監視試験片	×			
第23条	炉心等	×			
第24条	熱遮蔽材	×			
第25条	一次冷却材	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×			
	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離	^			
第28条	装置等	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×			
第30条	逆止め弁	×			
第31条	蒸気タービン	×			
第32条	非常用炉心冷却設備				
第33条					
	循環設備等	×			
第34条	計測装置	X			
第35条	安全保護装置	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系	×			
	統				
第37条	制御材駆動装置	X			
第38条	原子炉制御室等	×			
第39条	廃棄物処理設備等	X			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×			
	放射性物質による汚染の防止	×			
	生体遮蔽等	×			
	換気設備	×			
	原子炉格納施設	×			
	保安電源設備	×			
第46条	緊急時対策所	×			
第47条	警報装置等	×			
第48条		×			
				令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第49条	重大事故等対処施設の地盤	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要	-
笠口の夕	地震による損傷の防止			令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
弗50余	地辰による損傷の別丘	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-

			原子炉格納	容器フィルタベント系 主配管	別和5
技術基準条文		当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類
	321124300	要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	ZEE E-EBBROOK O'L OWN IS EM
77 = . F)			令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第51条	津波による損傷の防止	0	×		_
44		_		れた設計及び工事の計画から変更がないため,適合性確認不要 令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第52条	火災による損傷の防止	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	_
第53条	特定重大事故等対処施設	X		THE REPORT OF THE PROPERTY OF THE PERSON OF	
				令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第54条	重大事故等対処設備	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要	_
55 F F 57	++収1 〒 7 74井7件			令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第55条	材料及び構造	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	_
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第57条	安全弁等	×			
笠口の夕	耐圧試験等	0	.,	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第58条)/工武族寺	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要	_
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を	×			
かりプ末	未臨界にするための設備	^			
第60条	原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時	×			
为00未	に発電用原子炉を冷却するための設	^			
第61条	原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧	×			
おり1木	するための設備	^			
	原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時				
第62条	に発電用原子炉を冷却するための設	×			
	備				
	最終ヒートシンクへ熱を輸送するため				VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
第63条	の設備	0	0	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため, 適合性確認	VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管(スプレイヘッダを含む。)(可
					搬型)
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のため	×			
730 17	の設備				
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止	×			
71300710	するための設備				
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を	×			
	冷却するための設備				
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の	×			
-	破損を防止するための設備				
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を吹けまるための影響	×			
	傷を防止するための設備 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のため				
第69条	の設備	×			
	の設備 工場等外への放射性物質の拡散を				
第70条	抑制するための設備	×			
	重大事故等の収束に必要となる水の				
第71条	供給設備	×			
第72条	電源設備	×			
第73条	計装設備	×			
	運転員が原子炉制御室にとどまるた				
第74条	めの設備	×			
第75条	監視測定設備	X			
第76条	緊急時対策所	×			
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×			
第78条	準用	×			
				•	

				片替注水系 主配管	
	技術基準条文	当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類
		要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	X	7 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止				
第8条	立入りの防止	X			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な	×			
	侵入等の防止				
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	X			
第11条	火災による損傷の防止	×			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水	×			
	等による損傷の防止				
	安全避難通路等	×			
第14条	安全設備	×			
第15条	設計基準対象施設の機能	×			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×			
	材料及び構造	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×			
第20条	安全弁等	×			
第21条	耐圧試験等	×			
第22条	監視試験片	×			
第23条	炉心等	X			
第24条	熱遮蔽材	×			
第25条	一次冷却材	X			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×			
第27条	原子炉冷却材圧カバウンダリ	×			
第28条	原子炉冷却材圧カバウンダリの隔離	×			
为20未	装置等	^			
第29条	一次冷却材処理装置	×			
第30条	逆止め弁	×			
第31条	蒸気タービン	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	X			
第33条	循環設備等	×			
第34条	計測装置	×			
第35条	安全保護装置	×			
	反応度制御系統及び原子炉停止系	^			
第36条	次心支前岬木机及び原丁が停止木	×			
生コフタ					
第37条	制御材駆動装置	×			
第38条	原子炉制御室等	X			
第39条	廃棄物処理設備等	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×			
	放射性物質による汚染の防止	×			
	生体遮蔽等	×			
	換気設備	×			
	原子炉格納施設	×			
	保安電源設備	×			
第46条	緊急時対策所	×			
第47条	警報装置等	×			
第48条		×			
				令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第49条	重大事故等対処施設の地盤	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
				令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第50条	地震による損傷の防止	0	×		-
				れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要	

				代替注水系 主配管	別紙6
技術基準条文		当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類
		要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	
				令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第51条	津波による損傷の防止	0	×		-
				れた設計及び工事の計画から変更がないため,適合性確認不要 令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第52条	火災による損傷の防止	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	_
第53条	特定重大事故等対処施設	×		11に設計及び工事の計画が多更がないため、過点性確認不安	
第33米	付足里八爭以等別处肥設	×		令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第54条	重大事故等対処設備	0	×		_
				れた設計及び工事の計画から変更がないため,適合性確認不要 令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第55条	材料及び構造	0	×		_
年日の夕	使用中の亀裂等による破壊の防止			れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要	
第56条		X			
第57条	安全弁等	X		A 12 C 42 C 22 C 44 C 24 4 2 2 2 4 C 2	
第58条	耐圧試験等	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	_
7,1-0-07,1				れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要	
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を	×			
	未臨界にするための設備				
	原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時				
第60条	に発電用原子炉を冷却するための設	×			
	備				
第61条	原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧	×			
73017	するための設備				
	原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時				VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
第62条	に発電用原子炉を冷却するための設	0	0	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため、適合性確認	VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管(スプレイヘッダを含む。)(可
	備				搬型)
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するため	×			
为 05米	の設備	^			
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のため	×			
为0 1 未	の設備	^			
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止	×			
为 03未	するための設備	^			
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を	×			
第00米	冷却するための設備	*			
生にフタ	水素爆発による原子炉格納容器の				
第67条	破損を防止するための設備	×			
生の 夕	水素爆発による原子炉建屋等の損	· ·			
第68条	傷を防止するための設備	×			
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のため				
第09余	の設備	×			
第70夕	工場等外への放射性物質の拡散を				
第70条	抑制するための設備	×			
第71 夕	重大事故等の収束に必要となる水の	<u> </u>			
第71条	供給設備	×			
第72条	電源設備	×			
第73条	計装設備	×			
生 フ 4 夕	運転員が原子炉制御室にとどまるた				
第74条	めの設備	×			
第75条	監視測定設備	×			
第76条	緊急時対策所	X			
	通信連絡を行うために必要な設備	X			
第78条		X			
	1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

_					<u> </u>
				《源移送系 主配管	
	技術基準条文	当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類
		要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	X	7 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止				
第8条	立入りの防止	X			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な	×			
	侵入等の防止				
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	X			
第11条	火災による損傷の防止	X			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水	×			
	等による損傷の防止				
第13条	安全避難通路等	×			
	安全設備	×			
第15条	設計基準対象施設の機能	×			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×			
第17条	材料及び構造	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×			
第20条	安全弁等	×			
第21条	耐圧試験等	×			
第22条	監視試験片	×			
第23条	炉心等	×			
第24条	熱遮蔽材	×			
第25条	一次冷却材	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備				
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ				
	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離	×			
第28条	装置等	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×			
第30条	逆止め弁				
	逆止の 弁	X			
第31条	蒸気タービン	X			
第32条	非常用炉心冷却設備	×			
第33条	循環設備等	X			
	計測装置	×			
第35条	安全保護装置	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系	×			
	統	^			
第37条	制御材駆動装置	×			
第38条	原子炉制御室等	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×			
	生体遮蔽等	×			
	換気設備	×			
	原子炉格納施設	×			
	保安電源設備	×			
	緊急時対策所	×			
	警報装置等				
第48条		×			
				- 令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第49条	重大事故等対処施設の地盤	0	×		-
				れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要 令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第50条	地震による損傷の防止	0	×		-
				れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要	

				K源移送系 主配管	<i>አ</i> ባ ለርር 7
	技術基準条文	当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類
		要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	
第51条	津波による損傷の防止	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため,適合性確認不要	_
第52条	火災による損傷の防止	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため,適合性確認不要	_
第53条	特定重大事故等対処施設	X			
第54条	重大事故等対処設備	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため,適合性確認不要	_
第55条	材料及び構造	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため,適合性確認不要	_
	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第57条	安全弁等	X			
第58条	耐圧試験等	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため,適合性確認不要	_
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を 未臨界にするための設備	×			
第60条	原子炉冷却材圧力パウンダリ高圧時 に発電用原子炉を冷却するための設 備	×			
第61条	原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧 するための設備	×			
第62条	原子炉冷却材圧力パウンダリ低圧時 に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するため の設備	×			
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×			
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×			
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	×			
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の 破損を防止するための設備	×			
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損 傷を防止するための設備	×			
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のため の設備	×			
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を 抑制するための設備	×			
第71条	重大事故等の収束に必要となる水の 供給設備	0	0		VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管(スプレイヘッダを含む。)(可 搬型)
第72条	電源設備	×			
第73条	計装設備	X			
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×			
	監視測定設備	X			
	緊急時対策所	X			
	通信連絡を行うために必要な設備	×			
第78条	準用	×			

					り
				代替冷却水系 主配管	
	技術基準条文	当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類
		要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	X	7271212121		
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
	外部からの衝撃による損傷の防止				
第7条		×			
第8条	立入りの防止	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な	×			
	侵入等の防止				
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×			
第11条	火災による損傷の防止	×			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水	×			
为12未	等による損傷の防止	^			
第13条	安全避難通路等	×			
第14条	安全設備	×			
	設計基準対象施設の機能	×			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×			
	材料及び構造	×			
第17条	使用中の亀裂等による破壊の防止				
第19条	流体振動等による損傷防止	×			
第20条	安全弁等	X			
	耐圧試験等	×			
第22条	監視試験片	×			
	炉心等	×			
第24条	熱遮蔽材	×			
第25条	一次冷却材	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×			
第27条	原子炉冷却材圧カバウンダリ	×			
	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離				
第28条	装置等	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×			
第30条	逆止め弁	×			
第31条	蒸気タービン				
		×			
第32条	非常用炉心冷却設備	X			
第33条	循環設備等	×			
	計測装置	X			
第35条	安全保護装置	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系	×			
为30米	統	×			
第37条	制御材駆動装置	×			
	原子炉制御室等	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×			
	放射性物質による汚染の防止	×			
	生体遮蔽等				
	換気設備	×			
	原子炉格納施設	X			
	保安電源設備	×			
	緊急時対策所	X			
	警報装置等	X			
第48条	準用	×			
笠40夕	手+車+佐井加佐=0.5+10g			令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第49条	重大事故等対処施設の地盤	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要	-
//r =	W. ** /- / - - 	_		令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第50条	地震による損傷の防止	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
			1	1600年 大0 エチツ目圏ガラタメガゆいの, 旭口圧唯恥小女	

			原子炉補棉	幾代替冷却水系 主配管	ル ininO
	技術基準条文	当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	適合性確認に必要な主な添付書類
第51条	津波による損傷の防止	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため,適合性確認不要	_
第52条	火災による損傷の防止	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため,適合性確認不要	_
第53条	特定重大事故等対処施設	×			
第54条	重大事故等対処設備	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため,適合性確認不要	_
第55条	材料及び構造	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	_
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第57条	安全弁等	×			
第58条	耐圧試験等	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため,適合性確認不要	_
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を 未臨界にするための設備	×			
第60条	原子炉冷却材圧力パウンダリ高圧時 に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第61条	原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備	×			
第62条	原子炉冷却材圧力パウンダリ低圧時 に発電用原子炉を冷却するための設備	0	0	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため,適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管(スプレイヘッダを含む。)(可 搬型)
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するため の設備	0	0	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため,適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管(スプレイヘッダを含む。)(可 搬型)
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	0	0	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため, 適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管(スプレイヘッダを含む。)(可 搬型)
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止 するための設備	0	0	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため,適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管(スプレイヘッダを含む。)(可 搬型)
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を 冷却するための設備	0	0	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため,適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管(スプレイヘッダを含む。)(可 搬型)
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の 破損を防止するための設備	×			
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損 傷を防止するための設備	×			
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のため の設備	0	0	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため,適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管(スプレイヘッダを含む。)(可 搬型)
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を 抑制するための設備	×			
第71条	重大事故等の収束に必要となる水の 供給設備	×			
第72条	電源設備	X			
第73条	計装設備	X			
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×			
第75条	監視測定設備	X			
第76条	緊急時対策所	X			

別紙8

				227/24 -
		原子炉補機	大替冷却水系 主配管	
技術基準条文	当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類
	要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	
第77条 通信連絡を行うために必要な設備	×			
第78条 準用	×			

	T		E = 1=15/1		
				容器下部注水系 主配管	
	技術基準条文	当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類
		要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	×			
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	×			
第8条	立入りの防止				
	発電用原子炉施設への人の不法な	×			
第9条		×			
55 1 0 KZ	侵入等の防止				
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	X			
第11条	火災による損傷の防止	X			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水	×			
	等による損傷の防止				
第13条	安全避難通路等	×			
	安全設備	×			
第15条	設計基準対象施設の機能	×			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×			
	材料及び構造	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×			
第20条	安全弁等	×			
	耐圧試験等				
		×			
第22条	監視試験片	X			
	炉心等	X			
第24条	熱遮蔽材	X			
第25条	一次冷却材	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×			
第27条	原子炉冷却材圧カバウンダリ	×			
/// DO //	原子炉冷却材圧カバウンダリの隔離				
第28条	装置等	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×			
第30条	逆止め弁	×			
第31条	蒸気タービン	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×			
第33条	循環設備等	×			
	計測装置	X			
第35条	安全保護装置	X			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系	×			
	統	^			
第37条	制御材駆動装置	×			
第38条	原子炉制御室等	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	X			
	放射性物質による汚染の防止	×			
	生体遮蔽等	×			
	換気設備				
	原子炉格納施設	×			
		×			
	保安電源設備	×			
	緊急時対策所	×			
	警報装置等	X			
第48条	準用	X			
第49条	重大事故等対処施設の地盤	0	~	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
カサン米	主ハ学以守刈火が心みり心盗		×	れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要	
45 F O 67	ᄴᇒᄼᅡᆉᄱᄹᇬᅜᆟ			令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
弗50条	地震による損傷の防止	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
	1		1	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1

			原子炉格納	容器下部注水系 主配管	万川和1.9
	技術基準条文	当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類
		要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	
第51条	津波による損傷の防止	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため,適合性確認不要	-
第52条	火災による損傷の防止	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため,適合性確認不要	-
第53条	特定重大事故等対処施設	X		11/2001人(大学)(中国)(大学)(中国)(大学)(大学)(大学)(大学)(大学)(大学)(大学)(大学)(大学)(大学	
				令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第54条	重大事故等対処設備	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要	_
第55条	材料及び構造	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
	使用中の亀裂等による破壊の防止	X			
第57条	安全弁等	X			
第58条	耐圧試験等	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	_
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を 未臨界にするための設備	×			
	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時				
第60条	に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧 するための設備	×			
第62条	原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するため の設備	×			
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のため の設備	×			
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止 するための設備	×			
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を 冷却するための設備	0	0	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため, 適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管(スプレイヘッダを含む。)(可 搬型)
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の 破損を防止するための設備	×			
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損 傷を防止するための設備	×			
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のため の設備	×			
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を 抑制するための設備	×			
第71条	重大事故等の収束に必要となる水の 供給設備	×			
第72条	電源設備	X			
	計装設備	×			
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるた めの設備	×			
	監視測定設備	×			
	緊急時対策所	X			
	通信連絡を行うために必要な設備	X			
第78条	準用	X			

			原子炉格納容器	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	別和ロ
	技術基準条文	当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類
	及附坐丰未入	要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	近日は唯職に必要な工物が自然
第4条	設計基準対象施設の地盤	女小C1で大人 X	旭口任唯心未久	たっぱん は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	×			
第8条	立入りの防止	×			
	発電用原子炉施設への人の不法な				
第9条	侵入等の防止	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×			
第11条	火災による損傷の防止	×			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水				
	等による損傷の防止	×			
	安全避難通路等	X			
	安全設備	X			
	設計基準対象施設の機能	X			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	X			
	材料及び構造	X			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	X			
	流体振動等による損傷防止	X			
	安全弁等	X			
第21条	耐圧試験等	X			
	監視試験片	×			
	炉心等	X			
第24条	熱遮蔽材	X			
第25条	一次冷却材	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×			
第27条	原子炉冷却材圧カバウンダリ	X			
第28条	原子炉冷却材圧カバウンダリの隔離	×			
	装置等				
第29条	一次冷却材処理装置	X			
	逆止め弁	X			
第31条	蒸気タービン	×			
	非常用炉心冷却設備	×			
第33条	循環設備等	×			
第34条 第35条	計測装置安全保護装置	X			
	女主保護表直 反応度制御系統及び原子炉停止系	×			
第36条	次心及制御系統及U原士炉停止系 統	×			
第37条	制御材駆動装置	~			
第37条	原子炉制御室等	×			
	原	×			
	廃棄物贮 <u>建</u> 設備等	x x			
	放射性物質による汚染の防止	×			
	生体遮蔽等	x			
	換気設備	×			
	原子炉格納施設	x x			
	保安電源設備	×			
	緊急時対策所	^ ×			
	警報装置等	^ ×			
第48条		^ ×			
				令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第49条	重大事故等対処施設の地盤	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
		-		令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第50条	地震による損傷の防止	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
	1		I.	」「「「「「「」」」「「」」「「」」「「「」」「「「」」「「「」」「「」」「	l

			原子炉格納容器	R代替スプレイ冷却系 主配管	ا بيم _{لا} بر
	技術基準条文	当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類
		要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	
第51条	津波による損傷の防止	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第31米		0	^	れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要	_
第52条	火災による損傷の防止	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
分32末	人グによる技術の例正		^	れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要	
第53条	特定重大事故等対処施設	X			
第54条	重大事故等対処設備	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	_
77.77	主八字以守乃及改開		^	れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要	
第55条	材料及び構造	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	_
			,,	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	
	使用中の亀裂等による破壊の防止	X			
第57条	安全弁等	X			
第58条	耐圧試験等	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	_
7,5007				れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を	×			
	未臨界にするための設備				
	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時				
第60条	に発電用原子炉を冷却するための設	×			
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧	×			
	するための設備 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時				
第62条	に発電用原子炉を冷却するための設	×			
	偏 最終ヒートシンクへ熱を輸送するため				
第63条		×			
	の設備				 VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のため				VI-1-1-4 設備が記載争項の設定低減に関する説が音 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管(スプレイヘッダを含む。)(可
第04 条	の設備	0	0	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため、適合性確認	
	原子炉格納容器の過圧破損を防止				搬型)
第65条		×			
	するための設備				 VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
生にな	原子炉格納容器下部の溶融炉心を				
第66条	冷却するための設備	0	0	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管(スプレイヘッダを含む。)(可
					搬型)
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の	×			
	破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉建屋等の損				
第68条	傷を防止するための設備	×			
	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のため				
第69条	の設備	×			
<u> </u>	ひ設備				
第70条	抑制するための設備	×			
l	重大事故等の収束に必要となる水の				
	供給設備	×			
	電源設備	×			
	計装設備	×			
	運転員が原子炉制御室にとどまるた				
	めの設備	×			
	監視測定設備	X			
	緊急時対策所	X			
	通信連絡を行うために必要な設備	X			
第78条		X			
	1				

					別紙11
				代替注水系 主配管	
	技術基準条文	当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類
		要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	X			
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止				
第8条	立入りの防止	X			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な	×			
	侵入等の防止				
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	X			
第11条	火災による損傷の防止	×			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水	×			
	等による損傷の防止				
	安全避難通路等	×			
第14条	安全設備	×			
第15条	設計基準対象施設の機能	×			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×			
	材料及び構造	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×			
第20条	安全弁等	×			
第21条	耐圧試験等	×			
第22条	監視試験片	×			
第23条	炉心等	X			
第24条	熱遮蔽材	×			
第25条	一次冷却材	X			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×			
第27条	原子炉冷却材圧カバウンダリ	×			
第28条	原子炉冷却材圧カバウンダリの隔離	×			
为20未	装置等	^			
第29条	一次冷却材処理装置	×			
第30条	逆止め弁	×			
第31条	蒸気タービン	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	X			
第33条	循環設備等	×			
第34条	計測装置	×			
第35条	安全保護装置	×			
	反応度制御系統及び原子炉停止系	^			
第36条	次心支前岬木机及び原丁が停止木	×			
生シュタ		**			
第37条	制御材駆動装置	×			
第38条	原子炉制御室等	X			
第39条	廃棄物処理設備等	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	X			
	放射性物質による汚染の防止	×			
	生体遮蔽等	×			
	換気設備	×			
	原子炉格納施設	×			
	保安電源設備	×			
第46条	緊急時対策所	×			
第47条	警報装置等	×			
第48条		×			
第49条	重大事故等対処施設の地盤	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
				令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第50条	地震による損傷の防止	0	×		-
L				れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要	

			低圧化		为J 和	
	技術基準条文	当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類	
	33(1)=11111	要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由		
775 E 4 67) 1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ		
第51条	津波による損傷の防止	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要	_	
笠こっ々	火災による損傷の防止	0		令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ		
第52条	大災による損傷の防止	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要	_	
第53条	特定重大事故等対処施設	×				
第54条	重大事故等対処設備	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	_	
カンマネ	主八争以号为及政师		^	れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要		
第55条	材料及び構造	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	_	
				れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要		
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×				
第57条	安全弁等	×		△和 2 左 4 2 日 2 2 日 2 4 5 日 1		
第58条	耐圧試験等	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	_	
	緊急停止失敗時に発電用原子炉を			れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要		
第59条	未臨界にするための設備	×				
	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時					
第60条	に発電用原子炉を冷却するための設	×				
NOON	備					
77 a . 5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧					
第61条	するための設備	×				
	原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時					
第62条	に発電用原子炉を冷却するための設	×				
	備					
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するため	×				
赤のスペ	の設備	^				
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のため	×				
	の設備					
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止	×				
	するための設備				 VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を	0		 当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため, 適合性確認	VI-1-1-4 設備が記載争項の設定低級に関する説明者 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管 (スプレイヘッダを含む。) (可	
₩00米	冷却するための設備	O	U	コ政工争に住い安日衣記戦争項の変更で行うため、廻口住唯認		
	水素爆発による原子炉格納容器の				搬型)	
第67条	が 系 様 光 に よる 原 子 炉 倍 利 合 品 の 目 破 損 を 防 止 する た め の 設 備	×				
	水素爆発による原子炉建屋等の損					
第68条	傷を防止するための設備	×				
m	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のため					
第69条	の設備	×				
\$\$70 <i>\$</i> 7	工場等外への放射性物質の拡散を					
第70条	抑制するための設備	×				
第71 夕	重大事故等の収束に必要となる水の	\ <u>'</u>				
第71条	供給設備	×				
第72条	電源設備	×				
第73条	計装設備	X				
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるた	×				
	めの設備					
	監視測定設備	×				
	緊急時対策所	×				
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×				
第78条	準用	×				

第4条 設計基準対象施設の地盤 × 第5条 地震による損傷の防止 × 第6条 津波による損傷の防止 × 第7条 外部からの衝撃による損傷の防止 × 第8条 立入りの防止 × 第9条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 × 第10条 負債斜地の崩壊の防止 × 第11条 火災による損傷の防止 × 第12条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止 ×	必要な主な添付書類
第4条 設計基準対象施設の地盤 × 第5条 地震による損傷の防止 × 第6条 津波による損傷の防止 × 第7条 外部からの衝撃による損傷の防止 × 第8条 立入りの防止 × 第9条 発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止 × 第10条 会傾斜地の崩壊の防止 × 第11条 火災による損傷の防止 × 第12条 発電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止 × 第12条 発電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止 ×	心女体工体师门自然
第4条 設計基準対象施設の地盤 × 第5条 地震による損傷の防止 × 第6条 津波による損傷の防止 × 第7条 外部からの衝撃による損傷の防止 × 第8条 立入りの防止 × 第9条 発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止 × 第10条 急傾斜地の崩壊の防止 × 第11条 火災による損傷の防止 × 第電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止 ×	
第5条 地震による損傷の防止 × 第6条 津波による損傷の防止 × 第7条 外部からの衝撃による損傷の防止 × 第8条 立入りの防止 × 第9条 発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止 × 第10条 急傾斜地の崩壊の防止 × 第11条 火災による損傷の防止 × 第12条 発電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止 ×	
第6条 津波による損傷の防止 × 第7条 外部からの衝撃による損傷の防止 × 第8条 立入りの防止 × 第9条 発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止 × 第10条 急傾斜地の崩壊の防止 × 第11条 火災による損傷の防止 × 第12条 発電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止 ×	
第7条 外部からの衝撃による損傷の防止 × 第8条 立入りの防止 × 第9条 発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止 × 第10条 急傾斜地の崩壊の防止 × 第11条 火災による損傷の防止 × 第12条 発電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止 ×	
第8条 立入りの防止 × 第9条 発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止 × 第10条 急傾斜地の崩壊の防止 × 第11条 火災による損傷の防止 × 第12条 発電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止 ×	
第9条 発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止 × 第10条 急傾斜地の崩壊の防止 × 第11条 火災による損傷の防止 × 第12条 発電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止 ×	
第10条 急傾斜地の崩壊の防止 × 第11条 火災による損傷の防止 × 第12条 発電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止 ×	
第10条 急傾斜地の崩壊の防止 × 第11条 火災による損傷の防止 × 第12条 発電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止 ×	
第12条 発電用原子炉施設内における溢水 × 等による損傷の防止 ×	
^{第12余} 等による損傷の防止 × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	
一	
第13条 安全避難通路等	
第14条 安全設備	
第15条 設計基準対象施設の機能 × ×	
第16条 全交流動力電源喪失対策設備	
第17条 材料及び構造 × ***********************************	
第18条 使用中の亀裂等による破壊の防止 × ×	
第19条 流体振動等による損傷防止 × ×	
第20条 安全弁等 × ×	
第21条 耐圧試験等 × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	
第22条 監視試験片	
第23条 炉心等 ×	
第24条 <u>熱遮蔽材</u>	
第25条 一次冷却材 × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	
第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備 ×	
第27条 原子炉冷却材圧カバウンダリ × ##304 原子炉冷却材圧カバウンダリの隔離	
第28条	
第30条 逆止め弁	
第31条 蒸気タービン × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	
第32条 非常用炉心冷却設備 × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	
第33条	
第34条 計測装置 × ×	
第35条 安全保護装置 ×	
F C F F F F F F F F	
第36条	
第37条	
第38条 原子炉制御室等 × ×	
第39条 <u> </u>	
第40条 <u> </u>	
第41条 放射性物質による汚染の防止 ×	
第42条 生体遮蔽等	
第43条 換気設備 × ×	
第44条 原子炉格納施設	
第45条 保安電源設備	
第46条 緊急時対策所	
第47条 警報装置等	
第48条	
第49条 重大事故等対処施設の地盤	
【化に設計及び工事の計画から変更がないにの、適合性確認不安	
第50条 地震による損傷の防止 × やれ 3年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231 号にて認可さ トララション マラン・マラン・マラン・マラン・マラン・マラン・マラン・マラン・マラン・マラン・	
**プロスティー は一般による対象機のが対立	

			拉射性物	質拡散抑制系 主配管	別	
	技術基準条文	当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類	
	汉刚坐十木人	要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	た口 圧・虚励にん・文・な工・ながい 日本祭	
			起口任唯配来人	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ		
第51条	津波による損傷の防止	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	_	
				令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ		
第52条	火災による損傷の防止	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	_	
第53条	特定重大事故等対処施設	×		11に成計及り工事の計画かり及文があいため、 過日は確認 下安		
				令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ		
第54条	重大事故等対処設備	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-	
				令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ		
第55条	材料及び構造	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	_	
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×		11に欧田人のエチの田国がラ交叉があいため, 返日に提応する		
	安全弁等	×				
				令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ		
第58条	耐圧試験等	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-	
55 F O 57	緊急停止失敗時に発電用原子炉を					
第59条	未臨界にするための設備	×				
	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時					
第60条	に発電用原子炉を冷却するための設	×				
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	備					
mm = 1 = 1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧					
第61条	するための設備	×				
	原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時					
第62条	に発電用原子炉を冷却するための設	×				
	備					
55 C 2 ST	最終ヒートシンクへ熱を輸送するため					
第63条	の設備	×				
生に1夕	原子炉格納容器内の冷却等のため					
第64条	の設備	×				
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止					
第000 余	するための設備	×				
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を	×				
为00米	冷却するための設備	^				
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の	×				
7507X	破損を防止するための設備	^				
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損	×				
7J00X	傷を防止するための設備					
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のため	×				
7130371	の設備					
	工場等外への放射性物質の拡散を				VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	
第70条	抑制するための設備	0	0		VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管(スプレイヘッダを含む。)(可	
					搬型)	
第71条	重大事故等の収束に必要となる水の	×				
	供給設備	^				
第72条	電源設備	×				
第73条	計装設備	×				
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるた	×				
	めの設備					
	監視測定設備	×				
	緊急時対策所	×				
	通信連絡を行うために必要な設備	×				
第78条	準用	×				

			放射性物質抗散抑制系 (航空機燃料火災への泡消火) 主配管	別紙13
	技術基準条文	当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類
	及附坐丰未入	要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	返口圧唯心に必要な工体が自身
第4条	設計基準対象施設の地盤	女 がいる未入 X	旭口江唯心未入	型口は唯心女口の生山	
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	×			
第8条	立入りの防止	×			
	発電用原子炉施設への人の不法な				
第9条	侵入等の防止	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×			
第11条	火災による損傷の防止	×			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水	×			
	等による損傷の防止	×			
	安全避難通路等	×			
	安全設備	×			
	設計基準対象施設の機能	×			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×			
	材料及び構造	X			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	X			
第19条	流体振動等による損傷防止	×			
	安全弁等	×			
第21条	耐圧試験等	×			
	監視試験片	×			
	炉心等	×			
第24条	熱遮蔽材	×			
第25条	一次冷却材	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×			
第27条	原子炉冷却材圧カバウンダリ	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離	×			
	装置等				
第29条	一次冷却材処理装置	×			
	逆止め弁	×			
第31条	蒸気タービン	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×			
第33条	循環設備等	×			
	計測装置	X			
第35条	安全保護装置	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系 統	×			
第37条 第38条	制御材駆動装置原子炉制御室等	×			
	原于炉制御至等 廃棄物処理設備等	×			
	廃棄物贮 建設 偏等 廃棄物貯蔵設備等	×			
	放射性物質による汚染の防止				
	生体遮蔽等	×			
	換気設備 原子炉格納施設	×			
	保安電源設備	×			
	緊急時対策所	×			
	警報装置等	×			
第48条		×			
				 令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第49条	重大事故等対処施設の地盤	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
-				令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	
第50条	地震による損傷の防止	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
	1		1	11に試計及び工事が計画が2支史がないだめ,週日は唯総个安	

			故 射性物質 扩散抑制 玄 (航空機燃料火災への泡消火) 主配管	別和13	
	技術基準条文	当該設備に	当該工事における		」 適合性確認に必要な主な添付書類	
	1X侧垒华未又	要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	旭口は唯砂に必安な土ながり音類	
	_	安水される余人	- 週口性唯祕宋人	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ		
第51条	津波による損傷の防止	0	×		_	
				れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要 令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ		
第52条	火災による損傷の防止	0	×		_	
	## char == +655 + 1 bp +6 = p.			れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要		
第53条	特定重大事故等対処施設	×		A 10 5 40 5 00 5 5 40 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5		
第54条	重大事故等対処設備	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	_	
7,10	±, 13 ±(3,3,5)€±(11)			れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要		
第55条	材料及び構造	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	_	
			1.	れた設計及び工事の計画から変更がないため, 適合性確認不要		
	使用中の亀裂等による破壊の防止	×				
第57条	安全弁等	×				
第58条	耐圧試験等	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ	_	
750X			^	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要		
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を	×				
分フラ木	未臨界にするための設備	^				
	原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時					
第60条	に発電用原子炉を冷却するための設	×				
	備					
55 C 4 57	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧					
第61条	するための設備	×				
	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時					
第62条	に発電用原子炉を冷却するための設	×				
71302710	備					
	最終ヒートシンクへ熱を輸送するため					
第63条	の設備	×				
	原子炉格納容器内の冷却等のため					
第64条	の設備	×				
	原子炉格納容器の過圧破損を防止					
第65条	するための設備	×				
	原子炉格納容器下部の溶融炉心を					
第66条	冷却するための設備	×				
	水素爆発による原子炉格納容器の					
第67条		×				
	破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉建屋等の損					
第68条		×				
-	傷を防止するための設備					
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のため	×				
	の設備					
	工場等外への放射性物質の拡散を				VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	
第70条	抑制するための設備	0	0		VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管(スプレイヘッダを含む。)(可	
					搬型)	
午71夕	重大事故等の収束に必要となる水の					
第71条	供給設備	×				
第72条	電源設備	×				
第73条	計装設備	×				
	運転員が原子炉制御室にとどまるた					
第74条	めの設備	×				
第75条	監視測定設備	×				
	緊急時対策所	×				
	通信連絡を行うために必要な設備	×				
第78条		×				
和/0木	于/13	^				

		原子炉格納容器フィルタベント系 主配管			<u></u>	
	技術 其進久立	 当該設備に	当該工事における	お話プルグプラボー主託官 当該工事における	第今性 砕 型に込 亜 む主かる仕事権	
	技術基準条文				適合性確認に必要な主な添付書類	
77. A A.	=n.=1 + 34 + 1 - 4 - 4 - = n. o. 11 - 60	要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由		
第4条	設計基準対象施設の地盤	×				
第5条	地震による損傷の防止	X				
第6条	津波による損傷の防止	×				
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	X				
第8条	立入りの防止	×				
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な	×				
	侵入等の防止					
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×				
第11条	火災による損傷の防止	×				
第12条	発電用原子炉施設内における溢水	×				
	等による損傷の防止					
第13条	安全避難通路等	×				
第14条	安全設備	×				
	設計基準対象施設の機能	×				
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×				
第17条	材料及び構造	×				
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×				
第19条	流体振動等による損傷防止	×				
第20条	安全弁等	×				
第21条	耐圧試験等	×				
第22条	監視試験片	×				
第23条	炉心等	×				
第24条	熱遮蔽材	×				
第25条	一次冷却材	×				
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×				
第27条	原子炉冷却材圧カバウンダリ	×				
第28条	原子炉冷却材圧カバウンダリの隔離	~				
第20米	装置等	×				
第29条	一次冷却材処理装置	×				
第30条	逆止め弁	×				
第31条	蒸気タービン	×				
第32条	非常用炉心冷却設備	×				
第33条	循環設備等	×				
第34条	計測装置	×				
第35条	安全保護装置	X				
生つこ々	反応度制御系統及び原子炉停止系					
第36条	統	×				
第37条	制御材駆動装置	×				
第38条	原子炉制御室等	×				
第39条	廃棄物処理設備等	×				
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×				
第41条	放射性物質による汚染の防止	×				
	生体遮蔽等	×				
	換気設備	×				
第44条	原子炉格納施設	×				
	保安電源設備	×				
	緊急時対策所	×				
	警報装置等	×				
第48条		×				
				 令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ		
第49条	重大事故等対処施設の地盤	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-	
				令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ		
第50条	地震による損傷の防止	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	_	
<u> </u>	1		1	11に試計及び工事が計画が2支更がないため、週日は唯総个安		

			原子炉格納容	器フィルタベント系 主配管	別 紙 1 4	
	技術基準条文	当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類	
	32313= 1 1142 3	要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由		
第51条	津波による損傷の防止	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-	
第52条	火災による損傷の防止	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	_	
第53条	特定重大事故等対処施設	×		10000000000000000000000000000000000000		
第54条	重大事故等対処設備	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-	
第55条	材料及び構造	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	_	
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×				
第57条	安全弁等	X				
第58条	耐圧試験等	0	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	_	
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を 未臨界にするための設備	×				
第60条	原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時 に発電用原子炉を冷却するための設備	×				
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧 するための設備	×				
第62条	原子炉冷却材圧力パウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×				
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するため の設備	×				
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のため の設備	×				
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止 するための設備	×				
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を 冷却するための設備	×				
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の 破損を防止するための設備	0	0	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため, 適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管(スプレイヘッダを含む。)(可 搬型)	
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損 傷を防止するための設備	×				
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のため の設備	×				
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を 抑制するための設備	×				
第71条	重大事故等の収束に必要となる水の 供給設備	×				
第72条	電源設備	×				
第73条	計装設備	×				
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×				
	監視測定設備	×				
	緊急時対策所	×				
	通信連絡を行うために必要な設備	X				
第78条	準用	×				

		原子炉格納容器フィルタベント系 主配管			別和15	
	技術基準条文	当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類	
	及闹坐牛木人	要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	返口圧唯心に必要な工体が自身	
第4条	設計基準対象施設の地盤	女小C1で大人 X	旭口任唯心未入	型口は唯心女口の生山		
第5条	地震による損傷の防止	×				
第6条	津波による損傷の防止	×				
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	×				
第8条	立入りの防止	×				
	発電用原子炉施設への人の不法な					
第9条	侵入等の防止	×				
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×				
第11条	火災による損傷の防止	×				
第12条	発電用原子炉施設内における溢水	×				
	等による損傷の防止	^				
	安全避難通路等	X				
	安全設備	X				
	設計基準対象施設の機能	X				
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×				
	材料及び構造	X				
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	X				
第19条	流体振動等による損傷防止	×				
	安全弁等	×				
第21条	耐圧試験等	×				
	監視試験片	×				
	炉心等	X				
第24条	熱遮蔽材	×				
第25条	一次冷却材	×				
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×				
第27条	原子炉冷却材圧カバウンダリ	X				
第28条	原子炉冷却材圧カバウンダリの隔離	×				
	装置等					
第29条	一次冷却材処理装置	X				
	逆止め弁	X				
第31条	蒸気タービン	×				
	非常用炉心冷却設備	×				
第33条	循環設備等	×				
	計測装置	×				
第35条	安全保護装置 反応度制御系統及び原子炉停止系	×				
第36条	次心及利仰糸杭及び原士炉停止糸 統	×				
第37条	制御材駆動装置					
第37条	原子炉制御室等	×				
	原	×				
	廃棄物贮 <u>建</u> 設佣等 廃棄物貯蔵設備等	x x				
	放射性物質による汚染の防止	×				
	生体遮蔽等	x				
	換気設備	×				
	原子炉格納施設	x x				
	保安電源設備	×				
	緊急時対策所	^ ×				
	警報装置等	^ ×				
第48条		^ ×				
				 令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ		
第49条	重大事故等対処施設の地盤	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-	
				令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ		
第50条	地震による損傷の防止	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-	
	1		I .	111/02日/2017年7月 四月77久天月45769 , 旭日は唯祕个女		

		原子炉格納容器フィルタベント系 主配管			רו געה נינל	
	技術基準条文	当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類	
		要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由		
77 = . F) +) + (- 1 = 1 = 1 = 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 +			令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ		
第51条	津波による損傷の防止	0	×		-	
				れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要 令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ		
第52条	火災による損傷の防止	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	_	
第53条	特定重大事故等対処施設	×		中心以前人。工事的时间为少交人的"600"和2000年上海的中央		
				令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ		
第54条	重大事故等対処設備	0	×		-	
		_		れた設計及び工事の計画から変更がないため,適合性確認不要 令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ		
第55条	材料及び構造	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	_	
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×		THE EXPLICATION OF THE PROPERTY OF THE PROPERT		
第57条	安全弁等	×				
				令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可さ		
第58条	耐圧試験等	0	×	れた設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-	
~~ = - -	緊急停止失敗時に発電用原子炉を			これらかないへく エチッロ 日ルンスへん めいため 一足口 正唯心 一又		
第59条	未臨界にするための設備	×				
	原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時					
第60条	に発電用原子炉を冷却するための設	×				
71300710	備					
	原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧					
第61条	するための設備	×				
	原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時					
第62条	に発電用原子炉を冷却するための設	×				
71302710	備					
	最終ヒートシンクへ熱を輸送するため					
第63条	の設備	×				
m	原子炉格納容器内の冷却等のため					
第64条	の設備	×				
	压力, 一种, 中国 6 温 压动, 日本 15				VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止	0	0	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため, 適合性確認	VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管 (スプレイヘッダを含む。) (可	
	するための設備	_	_		搬型)	
	原子炉格納容器下部の溶融炉心を				#37A-1	
第66条	冷却するための設備	×				
77 a = 47	水素爆発による原子炉格納容器の					
第67条	破損を防止するための設備	×				
m	水素爆発による原子炉建屋等の損					
第68条	傷を防止するための設備	×				
生の夕	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のため					
第69条	の設備	×				
第70夕	工場等外への放射性物質の拡散を					
第70条	抑制するための設備	×				
生 フ4 々	重大事故等の収束に必要となる水の					
第71条	供給設備	×				
第72条	電源設備	×				
第73条	計装設備	×				
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるた	×				
	めの設備	×				
第75条	監視測定設備	×				
第76条	緊急時対策所	×				
	通信連絡を行うために必要な設備	×				
第78条	準用	×				